

融資申込みに必要な書類

令和4年4月11日現在

必要書類	刈谷市 事業資金 工業者		小規模 興業資 金企業等		備考
	運 転	設 備	運 転	設 備	
信用保証依頼書	○	○	○	○	・金融機関が作成します。 ・返済条件について、不均等返済とする場合を除き、最終回の返済額は毎月の返済額の2倍を超過しないようにしてください。
信用保証委託申込書	○	○	○	○	・必ず申込人が自署してください。 ・資金の必要理由欄は、具体的な用途を記載してください。 ・他協会の保証利用、回信加入希望の有無も忘れずに記載してください。
申込人（企業）概要	○	○	○	○	・金融機関ごとに初回の愛知県信用保証協会利用時に必要です。前回提出分と変更がない場合は省略できます。（平成19年度以降に協会利用がある場合）
営業実態調査書	○	○	○	○	・金融機関と保証協会の双方にとって新規先であるときは必要です。 ・金融機関が作成します。
個人情報の取扱いに関する同意書	○	○	○	○	・信用保証協会あてです。法人代表者が複数の場合、全員の同意書が必要です。 ・令和3年4月1日以降に申込をした場合、次回以降の提出は原則不要です。
個人情報の共有に関する同意書	○	○	○	○	・刈谷市長あてです。法人代表者が複数の場合、全員の同意書が必要です。 ・毎回添付してください。
商業・法人登記簿謄本の写し （履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	・法人について、3ヶ月以内に取得したものが必要です。
印鑑証明書の写し	○	○	○	○	・金融機関ごとに初回の愛知県信用保証協会利用時に必要です。前回提出分と変更がない場合は省略できます。（平成19年度以降に協会利用がある場合） ・申込人及び連帯保証人について、それぞれ申込日より3ヶ月以内に取得したものが必要です。
確定申告書の写し、又は決算書の写し （直近2期分）	○	○	○	○	・個人の場合、第一表、第二表も必要です。 ・法人の場合、決算報告書、勘定科目明細書、法人事業概況説明書は必須です。 ・決算書類は歪みがないように、A4・片面でコピーし、ホチキス留めをしないでください。 ・事前相談のために保証協会に送付済みであっても、市役所でも必要となりますので毎回2期分添付してください。
試算表	○	○	○	○	・法人について、決算期から6ヶ月以上経過している場合に必要です。
許認可証等の写し	○	○	○	○	・許認可等を要する事業を営む場合は必要です。 ・過去に保証協会提出済みであっても、市役所でも確認させていただきますので毎回添付してください。 ・有効期限がある許認可については、有効期限内のものを添付してください。 ・事業を営むために複数の許可がある場合は、すべての許可証の写しを添付してください。 ・住所等の記載事項は現事項と一致しない場合は、変更後のものが必要です。
納税証明書（市税）	○	○	○	○	・金融機関経由で申込みをする場合は、写しても可とします。 ・「未納の税額がないことを証明します」と明記の完納を証明するものです。
住民票又は在留カードの写し等	○	○	○	○	・申込人（法人代表者を含む）又は連帯保証人が外国人である場合に必要です。 ・在留資格及び在留期間等の確認のため必要です。
土地・建物登記簿謄本の写し （履歴事項全部証明書）	○	○	○	○	・担保に供しようとする不動産に関するものについて、3ヶ月以内に取得したものが必要です。
融資申込書	○	○	/	/	・刈谷市へ提出する申込書です。決算報告書の写しを添付した場合、財産状況及び収支状況欄への記載は省略できます。
納税証明書、又は納付書 （国税、県税）	/	/	○	○	・金融機関経由で申込みをする場合は、写しても可とします。また、金融機関にて納付が確認できる場合は、省略することができます。 ※法人の場合…法人税、事業税、県民税 個人の場合…所得税、事業税、県民税
見積書等の写し（※1）	/	○	/	○	・設備資金の場合は添付してください。 ・見積先の押印が必要です。
工事承諾書等（※1）	/	○	/	○	・借地に建築したり、借店舗を改装するなど、借地・借家等に設備を行う場合、所有者の承諾書が必要です。
建築確認通知書の写し及び平面図 （※1）	/	○	/	○	・建築確認を必要とする場合に必要です。

※1 申込み内容によっては他の書類が必要な場合があります。

※2 設備資金の場合、資金が刈谷市内で運用されていることが分かるようにしてください。

※3 独立開業資金及び事業転換資金については商工業振興課へご確認ください。